

◇番号：202410

|                |           |              |                  |
|----------------|-----------|--------------|------------------|
| ◇研究機関名         | 大妻女子大学    | ◇不正の種別       | カラ謝金             |
| ◇不正が行われた年度     | 令和 3、4 年度 | ◇最終報告書提出日    | 令和 6 年 11 月 18 日 |
| ◇不正に支出された研究費の額 | 341,560 円 | ◇不正に関与した研究者数 | 1 人              |

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和 6 年 2 月 24 日から同年 3 月 16 日に実施された大妻女子大学大学院修了時アンケートにおいて、「指導教員の研究費不正使用」に関する回答があった。令和 6 年 4 月 20 日、当該アンケートに基づき確認を行ったところ、元学生より、当時の指導教員（以下、「当該教員」という。）が、元学生との雇用契約を仮装し、実態を伴わない謝金の支払いをしていた等の研究費の不正使用に関する申告があった。

【調査に至った経緯等】

元学生から、当該教員の研究費不正使用の告発を受理したものとし、同日から同月 22 日にかけて、予備調査を実施し、「大妻女子大学における公的研究費運営・管理に関する規程」第 13 条に基づき、不正調査委員会を設置して調査を実施した。

◇調査

【調査体制】

学内委員 7 名、学外委員 1 名（弁護士）、補助者 1 名（弁護士）で構成する不正調査委員会を設置して調査を実施した。

【調査内容】

- ・調査期間  
令和 6 年 4 月 22 日～令和 6 年 11 月 15 日
- ・調査対象  
調査対象者：当該教員（家政学部）  
調査対象経費：平成 29 年度から令和 5 年度までの科研費及び学内研究費
- ・調査方法  
書面調査及び関係者に対するヒアリング調査

◇調査結果

【不正の種別】

カラ謝金

【不正の具体的な内容】

- ・動機、背景  
当該教員は「当時大学院生であった元学生の論文投稿費を、同人の指導教官として工面してやりたい気持ちがあった」と供述していること、元学生も受け取った謝金について自身の論文投稿費等に費消していることから、本件の研究費の不正使用は、奨学金的な意味合いで、元学生の研究費を捻出する動機に基づいたものと認定した。
- ・手法  
当該教員において架空の勤務日時間を出勤簿に記載し、出勤簿記載の内容通りに元学生が研究補助の業務を実施したように装った。

- ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

| 資金の種別     | 不正使用額     | 不正が行われた年度        | 不正に関与した研究者数 |
|-----------|-----------|------------------|-------------|
| 科学研究費助成事業 | 272,000 円 | 令和 3 年度（2021 年度） | 1 名         |
| 学内研究費     | 69,560 円  | 令和 4 年度（2022 年度） | 1 名         |
| 計         | 341,560 円 |                  | 1 名（実人数※）   |

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

書面調査及び関係者へのヒアリング調査により勘案した結果、上記の不正に支出した研究費の私的流用は認定できないと判断した。

#### 【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該教員は、元学生の勤怠管理を一切せず、出勤簿の勤務日時間や業務内容等の元学生が本来記載すべき事項を当該教員において全て記載した旨供述し、実態とは異なる出勤簿を作成したことを認めている。

さらに、出勤簿で元学生が勤務したと記載されている期間、元学生に対して、作業の進捗状況や成果物を確認せず、元学生に謝金が支払われた後も、成果物を提出するよう催促することもなかったと供述している。

つまり、当該教員の供述によれば、元学生に対して、研究に必要不可欠な作業を依頼しながら、その作業の進捗状況も成果物も確認せずに謝金の支払い手続きをし、支払い後も成果物を渡すよう催促すらしなかったというのであり、当該教員からの元学生に対する研究補助業務の依頼そのものの存在が疑わしいと言わざるを得ない。

これらの事実から、実態を伴わないカウ謝金であると認定した。

#### ◇不正の発生要因と再発防止策

##### 【発生要因】

- ・当該教員は教員としての倫理観や研究費の不正使用に対する認識が著しく欠如していた。
- ・大妻女子大学の外部助成金執行ハンドブックでは、学生等の研究協力者に業務を依頼する場合には、必ず事前に本人に業務内容及び人件費・謝金の単価等を説明し、了解を得た上で業務を行わせることを義務付けているが、当該教員は、当該規定された手続きを踏まずに業務依頼をすることが日常化していた。
- ・本件で不正に謝金の支払いを受けた者は学生であったところ、カウ謝金が不正であるとの疑いを抱いても、指導教員である当該教員に異議を唱えられない立場にあり、結局、当該教員に従うしかなかった。
- ・教員自身の研究活動と大学院生（研究協力者）の教育指導を区別しておらず、あいまいな対応（指導）となっていた。

##### 【再発防止策】

##### ①コンプライアンス教育及び啓発活動による意識の醸成

- ・全教員に対し、学内の予算執行や競争的資金等の予算執行について不明な点があれば、必ず事務担当者に相談・確認することを改めて周知する。
- ・コンプライアンス教育・啓発活動の資料に、今回の不正等の事例について発生要因も含め具体的に記載し、注意喚起を行う。
- ・学生に対する研究倫理教育の資料にも具体的な事例を記載する。

##### ②研究費使用手続き（ルール）の周知徹底

- ・謝金支出ルールの周知徹底をする。
- ・学生の雇用契約時において不正防止事項の説明を実施する。（特に、大学院生を雇用する場合は、研究指導と勤務の明確な区別を周知する。）

##### ③内部監査の充実

- ・内部監査時の抜き打ち検査等の強化をする。
- ・特別監査の対象者について、アルバイト学生にも勤務管理状況等のヒアリング等を実施する。
- ・日常的なモニタリングの実施を強化する。

##### ④事務部門による雇用管理

- ・研究費等で雇用されているアルバイト学生や非常勤雇用者等に雇用条件通知書に、「研究者から説明を

受けた勤務条件、業務内容等が異なるなど就業者が疑問を生じた場合は、事務局に相談すること及び研究費はルールにしたがって適正に執行するために、勤務時間と業務内容の報告を正確に行うこと」を追加記載し、併せて雇用者に口頭で説明する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

令和6年11月26日開催の懲戒審査委員会において、当該教員を停職1カ月の懲戒処分とすることを決定した。また、不正使用であると認定した研究費は、当該教員に返還を求めた。

・本件の公表状況

「本学教員による公的研究費等の不正使用について」令和7年1月24日大妻女子大学ホームページに公表（氏名公表あり）